

知的かけはし

クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-4-16
東京建物八重洲ビル2階

TEL 03(5255)5671(代)

FAX 03(5255)5675



2020・1・10

謹賀新年



令和2年元旦

新春展望

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

特許発明からノーベル賞

昨年、旭化成株式会社の吉野彰名誉フェローが、米国テキサス大学オースティン校のジョン・グッドイナフ教授、米国ニューヨーク州立大学ビンガムトン校のマイケル・スタンリー・ウィッティンガム特別教授と共に「リチウムイオン電池の開発」でノーベル化学賞を受賞されました。

ノーベル賞受賞に先立ちリチウムイオン電池の開発で2019年欧州発明家賞を受賞した吉野氏は、「特許をベースに業績を評価されたことが印象的だった」と語っています。

ノーベル賞委員会から「リチウムイオン電池の父」と評された吉野氏は、負極にカーボン、正極にLiCoO₂（コバルト酸リチウム）を使用することで現在のリチウムイオン電池の原型を世界で初めて発明、製作され、更に、正極の集電体にアルミニウムを使用するリチウムイオン電池の基本技術の開発、実用化を進められ、これらの基本特許を取得されています。特許第2128922号＝特公平4-52592号、特許第1989293号＝特公平4-24831号、特許第2668678号。

IT革命を支えたりチウムイオン電池

IT（情報技術）革命という言葉が使われ、世界のありようが大きく変わった20世紀末から21世紀にかけて、充電して繰り返し使用でき、しかも小型のリチウムイオン電池は、携帯電話、ノート型パソコンなどのIT機器の世界的な普及に大きく貢献しました。

今日では、電気自動車（EV）に搭載されるだけでなく、労働力人口の減少に対応すべくAI（人工知能）技術と組み合わせられて多くの労働・作業現場に投入されようとしているロボットに使用される小型の蓄電池としても広く使用されています。

IT革命の進展に貢献したりチウムイオン電池について、吉野氏は、「ET革命」（Eはエネルギーや環境、Tは技術のテクノロジー）として、今後、もう一度、世界を変えることに貢献するのではないかと期待されています。

エネルギーや環境では喫緊の課題であるCO₂削減に関して、増え続ける太陽光発電、風力発電などの再生可能エネルギーを効果的、効率よく活用する上での蓄電池として、また、EVに搭載される蓄電池が、必要なときに蓄電と、電気放出・供給を行う蓄電システムを担うものに

なり得ると期待されています。

EVの普及に関しては、搭載している蓄電池のコストと走行距離の課題を解決できれば2030年くらいには自動運転技術と組み合わせられたEVの社会になり、第5世代通信（5G）、AIなどの技術分野と融合しながら未来の車社会が作られると期待されます。

また、機械と機械、モノとモノとの間で様々なデータが交信されるIoT（インターネット オブ シングス）の進展やAI技術との融合によって労働・作業現場や家事などでの自律型ロボットの普及が進み、小型・軽量であっても瞬発力を出せる蓄電池としてリチウムイオン電池の用途が今後も広がることが期待されます。

デジタル・ニューディール

政府は昨年末に発表した2019年度補正予算案に、AIや5Gの導入を進め、経済成長を目指す未来への投資の促進策「デジタル・ニューディール」の関連予算として1兆円近くを計上しました。

「デジタル技術の急速な進歩は、第4次産業革命とも呼ぶべき変化を世界にもたらし」、「この分野でのイノベーションの成否が国の競争力に直結するだけでなく、安全保障をはじめ社会のあらゆる分野に大きな影響力を与える」、「まさに国家百年の計」としています。

教育現場でのICT（Information and Communication Technology（情報通信技術）化を進めるべく、2023年度までに小中学校のすべての児童・生徒が「1人1台」でパーソナルコンピュータやタブレット型端末を使える環境を整え、高速大容量の有線・無線の構内情報通信網（LAN）の整備も進めるとしています。

生産性向上に向けた中小・零細企業の取り組み支援（3090億円）で、革新的な製品やサービス開発のための設備投資支援、ITツール導入支援を行い、ポスト5G対策（1100億円）として、半導体や通信システムの開発、自動車や産業機械の高度化の促進を図るとしています。

世界から人々が集うオリンピック・パラリンピック

日本では、今年の夏、オリンピック・パラリンピックが開催され、世界から多くの皆さんが日本を訪問してくださることになると思われます。

年末恒例の「ユーキャン新語・流行語大賞」（現代用語の基礎知識選）の年間大賞に、昨年は、ラグビーW杯日本代表チームのスローガン

「ONE TEAM (ワンチーム)」が選ばれました。初の8強入りを遂げた日本代表チームは、ニュージーランド、トンガ、オーストラリア、南アフリカ、サモア、韓国、日本の7カ国にルーツを持つ選手からなる多国籍チームでした。チームの仲間を信頼し、ルーツを越えて一つの目標に向かう日本代表を多くの人々が応援しました。

日本代表チームのスローガン「ONE TEAM (ワンチーム)」は、外国からの働く人々の受け入れを昨年から本格化させ、社会の隅々で、国籍、人種、ルーツの異なる人たちが力を合わせ

ることが要請される我が国で、今、誰の心にも響く言葉になっているのかもしれませんが。

オリンピック・パラリンピックが開催されるこの年、共に力を合わせ、共に生き、より一層世界に開かれた活力ある社会を目指す年にしたいものです。以上



世界企業のブランド価値 1位アップル、トヨタ7位

■2019年ブランド価値ランキング■

米大手コンサルティング会社のインターブランドは、世界で事業展開する企業の2019年ブランド価値ランキングを発表した。

それによると2019年の上位5社は、1位アップル、2位グーグル、3位アマゾン、4位マイクロソフト、5位コカ・コーラ。

アップルは7年連続1位で、同社の価値は前年比9%増の2342億ドル(約25兆円)と推計されている。フェイスブックは、前年の9位から14位に順位を落とした。日本企業では、トヨタ自動車が前年と同じ7位でトップだった。上位8社までの順位は18年と変わらなかった。

業種でみると、テクノロジー・エレクトロニクス(16ブランド)、自動車関連(15ブランド)、小売・ラグジュアリー(15ブランド)、金融関連(12ブランド)で半数以上を占めている。

●日本企業は7社がランクイン

日本勢をみると、上位100社に7社がランクインした。トヨタは7位で16年連続で自動車ブランドの最高位となった。このほか、ホンダ21位、日産52位、ソニー56位、キヤノン61位、パナソニック81位、任天堂は89位となった。

韓国企業は3社が入り、サムスン電子が最も高く前年と同じ6位だった。米政府の制裁が続く中国通信機器大手の華為技術(ファーウェイ)は、74位となった。

●「ものづくり企業」から「ネット関連企業」へ

20年前(2000年)の上位5社をみると、1位から順に、コカ・コーラ、マイクロソフト、IBM、インテル、ノキアだった。この20年の

間で、デジタル化の進展や消費者の嗜好の変化により、ブランド価値が「モノづくり企業」から「ネット関連企業」に移行していることがわかる。トップ100のブランド価値の全体額に占めるアップルなどの業種の割合は37%に上る。配車アプリの米ウーバーも87位と初めてランクインした。

また、2000年から現在までランキングに残っているブランドは31しかない。31ブランドにはディズニー、ナイキ、グッチが含まれる。10位以内をキープしているのはコカ・コーラとマイクロソフトの2社だけだ。

日本企業をみると、00年にランクインしたソニー、トヨタ、パナソニック、ホンダの4ブランドは19年版でも残った。

調査は財務分析が可能で、母国などの主要地域(ホーム・リージョン)以外の売上高比率が30%を超える企業が対象。ブランドが消費者の購買動向に与える影響や将来収益などを加味したブランド価値を金額に換算し、00年からランキングを発表している。

順位	2000年	2019年
1	コカ・コーラ	アップル
2	マイクロソフト	グーグル
3	IBM	アマゾン
4	インテル	マイクロソフト
5	ノキア	コカ・コーラ
6	GE	サムスン
7	フォード	トヨタ
8	ディズニー	メルセデス・ベンツ
9	マクドナルド	マクドナルド
10	AT&T	ディズニー

(インターブランド社調査)

審 決 紹 介

本願商標「Miami」は、商標法第3条第1項第3号に該当しない、と判断された事例（不服2018-16297、令和1年9月24日審決、審決公報第239号）

1 本願商標

本願商標は、「Miami」の欧文字を標準文字で表してなり、第14類、第21類及び第25類に属する願書記載のとおりの商品を指定商品として平成29年8月31日に登録出願されたものである。

そして、願書記載の指定商品については、当審における平成30年12月6日付けの事務補正書にて、第25類「被服、洋服、コート、セーター類、マフラー、帽子」に補正されたものである。

2 原査定・拒絶の理由の要点

本願商標は、アメリカ南東部フロリダ州の観光地「Miami」のローマ字表記「Miami」の文字を標準文字で表してなるものであって、アメリカ南東部フロリダ州の「Miami」（マイアミ）は、観光地として我が国において広く知られていること、及び当該地名以外に「マイアミ」の称呼が生ずる一般名称が存在しないことを考慮するならば、本願商標は、「Miami」のローマ字表記「Miami」の文字を標準文字で表してなるものと理解するものが相当であるから、これをその指定商品に使用しても、単に商品の産地・販売地を表示するにすぎないものと認める。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当する。

3 当審の判断

本願商標は、「Miami」の欧文字を標準文字で表してなること、これはローマ字読みすると「マイアミ」の発音が生じるものであるが、該発音が、アメリカ南東部フロリダ州の観光地である「Miami」から生じる発音と同じであるとしても、本願商標「Miami」とアメリカ南東部フロリダ州の観光地「Miami」とは、そのつづり字が異なるものである。

また、当審において職権を持って調査したところ、本願商標を構成する「Miami」の文字（語）は、英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、イタリア語のいずれの辞書にも載録されていないものであるから、本願商標は造語と認められる。

加えて、当審において職権をもって調査した結果、「Miami」の文字が本願指定商品を取り扱う業界において、商品の産地、販売地を表示するものとして、取引上一般に使用されている事実は発見できず、さらに、アメリカ南東部フロリダ州の「Miami」（マイアミ）は世界的に有名な観光地であり、我が国において広く知られていること、及びその英語表記が「Miami」であることは一般的な英和辞典（例えば、「ペーシック ジーニアス英和辞典」株式会社大修館書店発行）にも掲載されていること等を考慮すれば、本願商標に接する取引者、需要者が該文字を商品の産地、販売地を表示するものと認識するとは認められない。

また、その他に、取引者、需用者が該文字を商品の産地、販売地を表示するものと認識するというべき事情も発見できなかった。

そうすると、本願商標をその指定商品に使用しても、商品の産地、販売地を表したものと認識されるとは認め難く、本願商標は自他商品の識別標識としての機能を果たし得るというべきである。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第3号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、政令で定める期間内に本願について拒絶の理由を発見しない。よって、結論のとおり審決する。

本願商標「リッチ処方」は、商標法第3条第1項第6号に該当しない、と判断された事例（不服2019-801、令和1年9月19日審決、審決公報第239号）

1 本願商標

本願商標は、「リッチ処方」の文字を標準文字で表してなり、第3類「家庭用帯電防止剤、家庭用脱脂剤、さび除去剤、染み抜きベンジン、洗濯用柔軟剤、洗濯用漂白剤、せっけん類、歯磨き、化粧品、香料、薫料、つけまつめ、つけまつ毛、化粧品用コットン、化粧品用綿棒、化粧品用脱脂綿」及び第5類「薬剤、医療用試験紙、医療用油紙、衛生マスク、オブラート、ガーゼ、カプセル、眼帯、耳帯、生理帯、生理用タンポン、生理用ナプキン、生理用パナティ、尿吸収用パッド、おむつのシート、脱脂綿、綿棒、ばんそうこう、包帯、包帯液、胸当てパッド、おむつ、おむつカバー、失禁用パンツ、サプリメント、食餌療法用飲料、食餌療法用食品、乳幼児用飲料、乳幼児用食品、栄養補助用飼料添加物（薬剤に属するものを除く）」を指定商品として、平成29年8月18日に登録出願されたものである。

2 原査定・拒絶の理由（要点）

原査定は、「本願商標は、「リッチ処方」の文字を標準文字で表してなること、該文字は、本願の指定商品を取り扱う業界において、『贅沢に成分等を配合した商品』ほどの意味合いで、商品の宣伝、広告として広く一般に使用されている実情がある。そうすると、本願商標は、これをその指定商品に使用しても、需要者をして、商品の宣伝、広告として理解されるにとどまり、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない標準である。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第6号に該当する。』旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は、前記1のとおり、「リッチ処方」の文字を標準文字で表してなること、当審において職権をもって調査するも、本願の指定商品を取り扱う業界において、「リッチ処方」の文字が、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ないといえるほどに、取引上一般に使用されている事実を発見することができず、さらに、本願の指定商品の取引者、需要者が該文字を自他商品の識別標識とは認識しないというべき事情も発見できなかった。

そうすると、本願商標は、その指定商品について使用しても、自他商品の識別標識としての機能を果たし得るものとみるのが相当であり、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができないものとはいえない。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第6号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権
(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和35年	商標登録第 551605号～第 552394号
〃 45年	商標登録第 858713号～第 863100号
〃 55年	商標登録第1419809号～第1425794号
平成2年	商標登録第2234203号～第2242796号
平成12年	商標登録第2724373号
平成12年	商標登録第3371366号～第3371371号
平成12年	商標登録第4387485号～第4396957号
平成22年	商標登録第5326904号～第5333962号

各年の6月1日～6月30日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなり、存続期間は通常設定登録の日から10年間となります。更新登録申請について疑問点などがございましたら、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成29年2月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは1月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらはお問合せください。

●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
令和1年10月分	23,623	13,760
前 年 比	94%	96%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan_toukei_sokuhoh.htm